



卒業まで保存

# PTAのしおり

師岡小学校PTAは、会員一人ひとりが、個人または委員会活動・お手伝い活動を通して、子どもたちが学校生活をよりよく過ごせるようにサポートしていく事を目的として活動しています。

師岡小PTA会員

役員

校内委員選出(12月)  
(1年~5年)

地区

校外委員

校内委員

校外生活委員

ベルマーク班  
運動会班  
保健班  
役員推選班

活動!

活動!



# ごあいさつ

PTA役員・会計監査一同、楽しく充実した活動をしていきたいと考えていますので  
どうぞ、よろしくお願い致します。

このパンフレットをご一読の上、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

なお、ご質問がございましたら、懇談会や総会等でお気軽にお問い合わせください。

## **1. ほくたち、わたしたちの師岡小学校 ～PTAとは～**

### **2. 各委員会の位置づけ**

### **3. 活動内容のご紹介**

### **4. 各委員会委員および各委員長・副委員長の選出について**

### **5. 運営委員の特典付与について**

### **6. 師岡小学校PTA規約**

### **7. 校外生活委員会より**

- 立哨・資源回収場所見回り・地域パトロールご協力のお願いについて
- 資源回収についてのお願い

# ぼくたち、わたしたちの師岡小学校

## PTA とは

Parent (父母)

Teacher (先生)

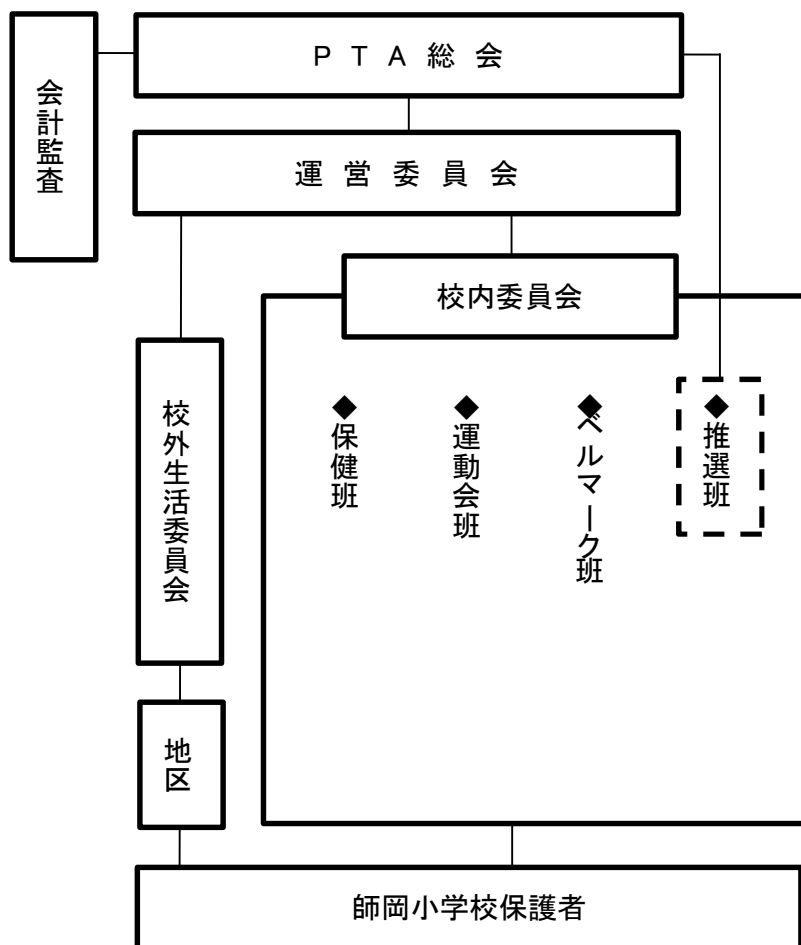
Association (会)

の略称で、日本に導入された当時は、「父母と教職員の会」などと訳されていました。

この名前の通り、PTAとは「保護者と教職員が協力して、児童の幸福で健全な成長を図る」ことが目的です。

師岡小学校では、「ぼくたち、わたしたちの師岡小学校」というスローガンのもと、保護者ひとりひとりが、師岡小のサポーターとなり、「わが子」のためだけでなく、「我が校の子」のために、地域に寄り添い、子どもたちの学校生活のために活動していきたいと考えています。

## 師岡小学校の PTA 組織について



師岡小学校には5つの委員会および班があります。地区から選出される校外生活委員以外の役員推選班、ベルマーク班、運動会班、保健班は2年～6年生の保護者の中から前年度のアンケートにより選出されます。

(詳しい選出方法は別紙をご覧ください。)

児童一人につき少なくとも6年間のうち一回は、校内委員会活動に参加しましょう。

(校外生活委員は除く)

各班から選ばれた班長・副班長は協力しあって、委員会を組織運営し、月一回開かれる運営委員<sup>\*1</sup>会に年数回参加し、校長先生、副校長先生やPTA会長をはじめとする役員<sup>\*2</sup>との情報交換や、学校の様々なことについて意見交換をします。

\*1 運営委員：委員長副委員長+役員+校長副校長教務主任の先生

\*2 役員：会長・副会長・会計・書記

## 各委員会の位置づけ

### ◇運営委員会とは◇

学校長・副校長・PTA会長・PTA副会長・会計・書記に加えて、各校内委員会の正・副班長および校外委員正・副委員長のメンバーで構成されます。毎月1回開催され、いろいろな情報交換や各委員会の活動予定、報告がなされます。

#### 【主な活動内容】

運営委員会開催(月1回)、PTA総会開催(年2回)、PTA主催行事の企画・運営、学校行事のお手伝いや常置委員会との調整等

### ◇ベルマーク班とは◇

教育の向上をはかるため環境の整備に協力します。

活動内容	家庭から集まったベルマークを企業・点数別に集計し、協会へ送付して学校用品と交換する活動です。
活動時期	年に2回の在宅作業(貼付作業)と7月と11月の平日もしくは土曜日に学校で一斉集計を行います(各2時間程度)。 企業別振り分けは、現在環境委員の児童を筆頭に、全校児童で行っています。
備考	平日の活動が難しい方でもご参加いただけるよう土曜日の作業日を設けており、PTA活動にご協力いただくことができます。
活動成果	児童数が多いため常に本が不足している状態ですが、この活動により毎年80冊以上の新しい本がこどもたちへ届いています。

### ◇運動会班とは◇

学校と協力して運動会が円滑に進むように協力します。

活動内容	運動会前日の準備および当日のお手伝いです。保護者の入退場誘導や学校内外のパトロール、校庭の片づけ等を行います。
活動時期	運動会前日(平日・午後/予定)と当日(朝~運動会終了後の校庭片付け完了まで)。 ご自身のお子さまの演技時間は観覧できるよう班内で調整します。
備考	運動会は秋開催予定です。雨天順延の場合も順延日に活動します。 安全上、未就学児を連れての活動はできません。活動日は前当日の2日間のみです。
活動成果	混乱や事故のないスムーズな運動会の運営に寄与しています。

### ◇保健班とは◇

学校保健に協力して体育保健の向上、児童の福祉厚生をはかり教育環境の整備を行います。

保健知識を自らも学びながら子供達の豊かな成長のための支援に積極的に努めています。

活動内容	保健の知識を児童と共に学びながら、白衣の点検・修繕や給食試食会の企画・運営を行います。
活動時期	6年生の修学旅行日程に合わせ開催する給食試食会(R4年度は7月)、12月(もしくは年度末)に白衣点検・修繕(平日午前~お昼頃まで)を行います。
備考	すべて活動は平日になります。給食試食会等を通して子どもたちの健康を親目線でフォローすることができます。
活動成果	定期的な白衣点検により、衛生的な白衣を着用できています。給食試食会での意見は献立へ反映され、食育に繋がっています。

## ◇推選班とは◇

役員候補者および校内委員を選出します。

活動内容	本部役員候補者と校内委員を推選します。 募集アンケートの作成および配布、回収後の班決め・決定者への通知を行います。
活動時期	11月頃～2頃(適宜) プリントの印刷と回収のため、一部の方は平日来校の必要があります。 アンケート回収後のリスト化や選定は、土曜日の活動および在宅活動も可能です。
備考	プリントの作成(雛形あり)や班員のリスト化でパソコン作業があります。 班員の勧誘はありません。本部役員と共に活動します。
活動成果	PTA 会員が無理なく活動できるよう、班員構成や選出を行っています。

## ◇校外生活委員会とは◇

学校・社会教育団体と協力して児童の校外指導に協力します。

### 【主な活動内容】

常置委員会開催(年9回)

スクールゾーン対策協議会開催

立哨、パトロール、資源回収の当番表作成等

## 師岡小学校 校内委員選出について

校内委員活動は、できるだけ多くの父母が参加できるよう個々の諸事情を考慮し、できる範囲で行っていただきます。

平日の活動が難しいご家庭でも、土曜日やご家庭で活動いただけるよう、随時見直しを図っております。

また、各班と本部役員とでコミュニケーションをとりながら活動しますので、困ったことやわからないことも相談しながら活動することができます。

子どもたちの健やかな学校生活のため、ご協力の程宜しくお願いいたします。

### 校内委員会

#### 委員選出方法

- ・運動会班・ベルマーク班・保健班・役員推選班を事前アンケートにて選出します。
- ・アンケート集計後、人数が足りない場合は学年別に再募集させていただきます。  
また、人数が多い場合は推選班にて、高学年の保護者を優先的に選出いたします。
- ・児童1名につき6年間で1回は校内委員会活動にご協力をお願いいたします。
- ・校内委員に決定した方には3月までにお便りを配布いたします。

※活動の内容(3～4ページ参照)は変更になる可能性があります。

※各班の活動日(土日開催可)や活動方法は班の中で決めていただきます。

### 校外生活委員会

地域の協力を得ながら、学校とともに子どもたちの校外活動を支援します。

委員の選出は、各地域で行われます。校外委員と校内委員は兼任できません。

## 【運営委員・班長・副班長の特典付与について】

P T A運営委員会のメンバーには、以下の特典が付与されます。

※班長・副班長とは令和3年度以降の校内委員会の正・副のことであり、それ以前の委員会の班長・副班長には当てはまりません。

令和3年以前の正・副委員長は適用されます。

<特典付与対象の運営委員会メンバー>

本部役員（P T A会長、副会長、会計、書記）※会計監査は除く

各校内委員会の正・副班長

校外委員会の正・副委員長

### 【特典①】卒業式の優先入場チケット配布

- ・運営委員経験者には、卒業式において優先入場出来るチケットをお渡しします。
  - ・P T A活動を行った対象のお子様一名が卒業時のみ対象です。
  - ・平成28年度の卒業式から導入し、元運営委員経験者も対象とします。
  - ・席の確保は2席まで（親族のみ）とします。（※席は前列の指定席となります。）
  - ・対象者には3月上旬にお手紙（チケット同封）を配布予定です。
  - ・当日の流れにつきましては、チケットと同封のお手紙かがくぷりでお知らせいたします。
- ※諸般の事情により、内容が変更する場合があります。

### 【本部役員の特典付与について】

※本部役員とはP T A会長、副会長、会計、書記のことです。

会計監査には特典はつきません。

### 【特典②】卒業式の優先入場チケット追加事項

- ・特典①と同様ですが、本部役員は全ての子どもが対象となります。  
（未就学児も含む・役員在籍時に登録されているお子様以外でその後お生まれになったお子様がいらっしゃる場合は、自己申告となります。2～3月にその旨をお知らせしますので、ご申告ください。）

### 【特典③】校外委員免除

- ・本部役員は校外委員免除とします。ただし、その地域に十分な家庭数がない場合はその限りではありません。

※令和2年度導入

# 横浜市立師岡小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称・事務所

第 1 条 この会は、横浜市立師岡小学校 P T A といい、事務所を師岡小学校におく。

## 第 2 章 目的・活動

第 2 条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、児童や青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 会員相互の教養の向上と親和を図る。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童青少年の生活を補導する。
3. 児童、青少年の教育環境の充実に努める。
4. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、つぎの行為をしてはならない。

1. 特定の政党や宗教に偏ったり、この会または役員の名で公私の選挙の候補者を推選すること。
2. もっぱら営利を目的とする行為、または学校の人事、その他管理に干渉すること。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできるものは、つぎの通りである。

1. 師岡小学校に在籍する児童の保護者。
2. 師岡小学校教職員。

第 6 条 この会の会員はつぎの会費を納めるものとする。

## 第 5 章 会 計

第 7 条 会費は 1 世帯あたり月額 4 0 0 円、1 2 か月とする。

第 8 条 この会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入によってまかなう。

第 9 条 この会の運営は、総会において議決された予算をもとに行う。

第 1 0 条 この会の決算は、総会に報告し、承認を得なければならない。

第 1 1 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 役 員

第 1 2 条 この会の役員はつぎの通りとする。

1. 会 長 1 名 (父母)  
副会長 2 名以上 (父母)  
会 計 2 名以上 (父母と副校長)  
書 記 2 名以上 (父母と教員)  
顧 問 若干名

2. 役員は他の役員、会計監査委員または役員推選班を兼ねることはできない。

第 1 3 条 役員は、役員推選班の推選により 2 月総会の承認を得なければならない。但し、顧問は運営委員会の推選により、会長が委嘱する。



第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

第15条 役員に欠員を生じた時は、運営委員会で推選し、総会の承認を得る。

但し、任期は前任者の残任期間とする。

第16条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第17条 書記は会長の指示に従って、この会の庶務を行ない、

会計は会計事務を処理する。

## 第7章 会計監査

第18条 この会の経理を監査するために、2名以上の会計監査委員（父母）をおき任期は1年とする。

第19条 会計監査委員は、総会で選出し必要に応じ会計監査を行う。

## 第8章 役員推選班

第20条 役員の候補者を推選するときは、役員推選班（以下「推選班」という）をおく。

第21条 推選班の数と選出の方法は細則で定める。

## 第9章 総会

第22条 総会は会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は定期総会、および臨時総会とする。

1. 定期総会は、5月、2月または3月に開催する。

2. 臨時総会は、運営委員、全委員会が必要と認めた時、または、会員の10分の1以上の要求があった時開催する。

第24条 総会は、会員の5分の1以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決する。但し、委任状を認める。

第25条 全委員会は、役員、PTA委員、校外委員ならびに全教職員をもって構成する。

第26条 全委員会は、総会につぐ決議機関で、会長が必要と認めた時、または第25条に定める構成員全員の3分の1以上の要求があった時開催し、議事は出席者の過半数で決める。

## 第10章 運営委員会

第27条 本会を運営するために、運営委員会を設置する。

第28条 運営委員会は、役員、校長、校外委員長、副委員長、各班長、副班長をもって構成し、会務の処理に当たる。

## 第11章 校内委員会

第29条 この会の目的を推進するために必要な委員会を設置する。

1. 各校内委員会の委員は、PTA委員、教職員で構成し、班長1名（父母）、副班長1名（父母、但し校外生活委員会のみ2名以上）

2. 班長、副班長の選出は委員の互選。

3. 校内委員会の活動については細則に従う。

第30条 この会が必要と認めた時は、運営委員会の承認を得て特別委員会をおくことができる。これについては細則に定める。

## 第 12 章 細 則

第 31 条 この会の細則は運営委員会の議決を経て定める。議決には運営委員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、議事は出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。またその結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 13 章 改 正

第 32 条 この規約は、総会で、出席の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することができない。また、改正案は総会開催以前に全会員に知らせなければならない。

### 細 則

#### 1. 役員推選班、校内委員、校外生活委員の選出。

- (1) 推選班は代表 4 名以上、教職員代表 2 名、運営委員代表 1 名とし、班長は推選班の互選による。
- (2) 校内委員は、立候補および推選班による厳選な抽選により選出し、各班に所属する。但し、児童 1 人に対して 2 回以上校内委員に選出される場合、班長・副班長の選出を辞退することができる。
- (3) 校内委員の任期は 1 年とし、再選はさまたげない。
- (4) 校外生活委員は、各地区父母より 1～2 名を選出する。
- (5) 校外生活委員の任期は、2 月から翌年の 3 月末までとし、再選はさまたげない。
- (6) 役員、校内委員、校外委員は同じ年 1 つのみしかしてはならない。

#### 2. 委員会・特別委員会

- (1) 委員会は、保健班、運動会班、ベルマーク班、役員推薦班の 4 班および校外生活委員とする。
  - 保健班——学校保健に協力して、体育保健の向上、児童の福祉厚生をはかり教育環境の整備にあたる。
  - ベルマーク班——教育効果の向上をはかるため環境の整備に協力する。
  - 運動会班——学校と協力して児童の運動会が円滑に進むように協力する。
  - 役員推選班——役員の推選および校内委員の選出を行う。
  - 校外生活委員会——学校・社会教育団体と協力して児童の校外指導に協力する。
- (2) 班長は、必要に応じて委員会を開くことができる。
- (3) 特別委員会の委員長は、会長が指名する。
- (4) 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席できる。
- (5) 特別委員会は、任務が終了したとき解散する。

#### 3. 交通費

交通費——P T A 活動の為に、交通機関を利用する場合は、それに要した実費を支払う。

#### 4. 個人情報の取り扱い

個人情報保護法の主旨に則り、この会の会員は名簿、連絡網等の個人情報の取り扱いに留意し、目的外に使用しないこと。また、年度末やその目的が終了した時点で速やかに破棄すること。

昭和47年	5月16日	制 定
昭和48年	3月11日	一部改正
昭和50年	4月 1日	一部改正
昭和52年	4月 1日	一部改正
昭和56年	2月23日	一部改正
昭和63年	4月 1日	一部改正 (第7条)
平成 2年	4月 1日	細則一部変更
平成12年	4月 1日	細則一部変更
平成15年	5月16日	一部改正
平成20年	4月 1日	細則一部変更
平成21年	4月 1日	一部改正 (第12条)
平成24年	1月16日	細則一部変更
平成24年	2月17日	一部改正 (第13条、第23条、第26条、第31条)
令和4年	2月21日	一部改訂 (第10章、細則一部変更)